

令和3年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人愛光会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和3年10月25日・26日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

<p>総評</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回及び過去の指摘事項と同様の指摘事項は、早急に改善すること。 ・会計面について、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用することが望ましい。
--

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>については、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得て監事選任議案を提出したことを証するよう、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p style="text-align: center;">（法第43条第3項において準用される一般法人法第72条第1項）</p>	<p>監事の選任に当たり、在任監事の同意は得ていたが、それを文書で分かる形で残していなかった。今後は同意書を徴取するか理事会の議事録に記載する方法により同意の事実を残すようにする。</p>
2	<p>決議を省略した理事会議事録の提案書において、議案に「評議員会を決議の省略」とすること、及び評議員会の目的である事項等が決議されていなかった。</p> <p>については、評議員会を決議の省略とする場合であっても、決議を省略した理事会の提案書において、議案に「評議員会を決議の省略」とすること、及び評議員会の目的である事項等を決議しておくこと。</p> <p style="text-align: center;">（法第45条の9第10項において準用する一般法人法第181条及び規則第2条の12、法第45条の14第9項において準用する一般法人法第96条）</p>	<p>決議を省略する理事会においても、「評議員会の議決を省略」とすること及び評議員会の目的事項を議決することとする。</p>
3	<p>経理規程について、未だ一部不備が見られるので、モデル経理規程を参考に、経理規程の見直しを再度行い、改正の際は附則を記載しておくこと。</p> <p>なお、本件については、前回及び過去も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p>	<p>モデル経理規程を参考に、①、②に関する見直しを行い、その他の事項についても不備がないか確認を行った。修正した経理規程については、令和3（2021）年11月10日開催の理事会にて承認を得た。</p>

	<p>不備の例（この事項以外にも不備がないか確認すること。）</p> <p>①「計算書類」「計算関係書類及び財産目録」等と記載すべきところが「財務諸表」となっている。（第4条、第60条、第61条）</p> <p>②引用条文ずれがある。（第8条、第48条、第62条）等</p>	
4	<p>監事監査を受け、理事会及び定時評議員で決議された計算書類に、会計省令や経理規程に規定されていないものが見受けられた。</p> <p>については、計算書類は会計省令、経理規程の規定に基づき、正確に作成すること。</p> <p>なお、本件については、過去も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>（会計省令第7条の2、経理規程第4条）</p> <p>法令等に規定されていない計算書類の例（この事項以外にも誤りがないか確認すること。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業区分 資金収支計算書、社会福祉事業区分 事業活動計算書、社会福祉事業区分 貸借対照表 ・社会福祉事業 資金収支明細書、社会福祉事業 事業活動明細書、社会福祉事業 貸借対照表内訳表 ・社会福祉事業 財産目録 等 	<p>計算書類を作成する際には、関係法令及び経理規程に基づいて作成するよう留意する。</p>
5	<p>措置施設である母子生活支援施設のぞみ拠点区分の前期末支払資金残高については、理事会の承認を受けた場合に限り、当該拠点の人件費、事務費等の運営費に充てることのできるほか、当該拠点の運営に支障が生じない範囲で法人本部等の運営に要する経費に充てることのできるのところ、前期末支払資金残高の取扱いについて理事会で協議された形跡がなく、前期末支払資金残高を就労継続支援事業所パレアナの家拠点区分に資金を繰入れて固定資産取得支出に充てていた。</p> <p>については、措置施設である母子生活支援施設のぞみ拠点区分の前期末支払資金残高は運営に係る経費以外に充てることはできないため、過年度修正等必要な処理を行い是正すること。</p> <p>また、今後同様のことがないよう適切な会計処理を行うこと。</p> <p>（社援発第0312001号4（2）、弾力運用局長通知4、弾力運用課長通知問11）</p>	<p>就労継続支援事業所パレアナの家拠点区分に繰り入れた資金を母子生活支援施設のぞみ拠点区分へ返金した。</p>

6	<p>計算書類の附属明細書について、次の不備があった。</p> <p>① 就労支援事業別事業活動明細書及び就労支援事業活動明細書について、作業ごとに記載がなかった。また、サービス区分の相談支援事業が記載されていた。</p> <p>② 国庫補助金等特別積立金明細書について、様式に従って作成されていなかった。</p> <p>については、附属明細書の作成については運用上の取扱いにそって正確に作成すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(会計省令第30条、運用上の取扱い26別紙3(7)(15)(18))</p>	<p>①次年度度決算の際、正確に作成する。</p> <p>②様式の確認を行い、正確に作成する。</p>
7	<p>母子生活支援施設のぞみ拠点区分貸借対照表のソフトウェアが0円になるまで減価償却されていなかった。</p> <p>については、ソフトウェア等の無形固定資産は、残存価額をゼロとし、全額が償却できるので、0円になるまで減価償却すること。</p> <p>(留意事項17(2)ウ、経理規程第55条第3項)</p>	<p>全額減価償却を実施する。</p>
8	<p>拠点区分間における貸借対照表の内部貸借取引の残高のうち、仮払金、仮受金、事業未収金及び事業未払金に含まれていた残高が相殺消去されていなかった。</p> <p>については、拠点区分間における内部貸借取引の残高は、月次試算表において随時確認しておく、事業区分貸借対照表内訳表において相殺消去すること。</p> <p>なお、資金の繰替使用については、通知等で制限されているものがあるため、拠点区分間貸付金(借入金)の科目を使用するなどして、拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書に記載することで、繰替使用の制限の確認ができるようにすること。</p> <p>おって、本件については、過去も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(会計省令第11条、運用上の取扱い4)</p>	<p>今後、拠点区分間の内部貸借取引の残高について、月毎に確認し相殺消去する。拠点区分間貸付金(借入金)の科目を使用することにより、資金の繰替使用制限の確認ができるようにする。</p>
9	<p>備品の購入について、執行伺(備品購入及び修繕伺)がないものが見受けられた。</p> <p>については、備品の購入に当たっては、事務決裁規則に基づき事前に執行伺(備品購入及び修繕伺)を作成し、理事長又は施設長等の決裁を受けること。</p> <p>なお、事務決裁規則に1件100万円以上の物品の支出についての規定及び執行伺に関する規定がないため事務決裁規則全般の見直しを</p>	<p>事務決裁規則に1件100万円以上の物品の支出についての規定及び執行伺に関する規定を含め事務決裁規則全般の見直しを再度行うこととする。</p>

	<p>再度行い、改正の際は附則を記載しておくこと。</p> <p>おって、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(事務決裁規則第4条及び第5条)</p>	
--	--	--